平成２９年（フ）第２９９号
埼玉県羽生市南８丁目19番地１
債務者　鈴木　　敬
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３２５号
千葉県成田市吉岡560番地92
債務者　小林　好和
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３２７号
千葉県四街道市大日125番地５
債務者　田島　　誠
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８２号
新潟県阿賀野市緑岡65番地10
債務者　田村　祥彰
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第８３号
新潟県阿賀野市中央町２丁目２番22号エテルノフィオーレ103号
債務者　谷川　憲一
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第９０号
新潟県胎内市築地3401番地12
債務者　藤井　春喜
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第５０号
兵庫県西脇市上野427番地の２　東播染工社宅401号、前住所兵庫県西脇市高田井町253番地
債務者　齋藤　和子
１　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第４８号
和歌山県田辺市むつみ14番14号　１－105
債務者　吉田　惠子
１　決定年月日時　平成29年11月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第４４号
北海道滝川市泉町264番地２　グレイスヴィラサンヨーＪ　101号室
債務者　東　　麻由
１　決定年月日時　平成29年11月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
京都府亀岡市大井町小金岐２丁目13番１号メゾンシュヴァルマリン101号、前住所京都府亀岡市畑野町千ケ畑鎌ケ谷３番地81
債務者　高橋　里佳
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第３９５１号
大阪府寝屋川市葛原１丁目４番27号
債務者　岩脇　孝昭
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９８８号
大阪府枚方市松丘町３－13高橋方、住民票上の住所大阪府枚方市津田西町３丁目17番２－405号
債務者　濵ノ園正巳
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０９０号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番４－210号
債務者　馬場　　豊
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０９１号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番４－210号
債務者　馬場くみ子
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０９６号
大阪府八尾市高安町北４丁目33番地の１
債務者　川口枝理子（旧姓大竹）
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１０１号
大阪府東大阪市柏田東町11番27号
債務者　ゑびす塗装店こと　堀永　進介
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部